

公園遊具等点検業務 仕様書

1 本仕様書の適用範囲

- (1) 本仕様書は、公園遊具等点検業務に適用する。
本仕様書及び設計書に記載されていない事項及び経費については、下記図書の解釈によるものとする。
 - ・遊具等の定期点検業務標準積算基準、遊具等の定期点検業務標準仕様書
(一般公園施設を含む) - (令和6年度版)
- (2) 定期点検は、(一社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S : 2024」に基づき行うものとする。
- (3) 本仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (4) 点検業務の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

2 提出書類

受注者は業務の着手及び完了に当って滝川市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届又は契約諸届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者等指定通知書
- (ニ) 職務分担表 (ホ) 経歴書 (ヘ) 完了届

なお、承認された事項を変更しようとするときはそのつど承諾を受けるものとする。

3 管理技術者・担当技術者の資格について

- (1) 受注者は、管理技術者及び担当技術者を定めるものとする。
- (2) 管理技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」又は「公園施設点検管理士」を保有する者とする。
- (3) 担当技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」又は「公園施設点検技士」を保有する者とする。ただし、管理技術者と担当技術者の兼務はできない。

4 業務計画

受注者は、実施体制、全体工程、業務責任者、業務担当者が有する資格等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、発注者の承諾を受けるものとする。

5 点検の範囲

- (1) 点検は劣化診断を1回行うものとする。
- (2) 点検業務の対象遊具は、別紙の遊具定期点検数量のとおりとする。
- (3) 遊具の点検内容は「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S：2024」の定期点検総括表、定期点検表に基づいて実施すること。

6 点検の実施

- (1) 点検を行う場合には、あらかじめ発注者から劣化及び修理経歴等の状況を聴取し、点検の参考とすること。
- (2) 点検業務の中で測定を行う必要がある場合は定められた測定機器又は（一社）日本公園施設業協会認定の測定器等を使用して行うこと。
- (3) 点検業務は業務担当者が、点検表に基づく判定は業務責任者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。

7 概数数量

「概数として扱う数量一覧表」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確認ができない場合を除き、現地調査終了後速やかに業務担当員と協議し、数量の確定を行い着手すること。概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。当該業務において、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び数量の算出）を受注者に行わせることがある。

8 安全対策

- (1) 点検作業においては、作業中であることの掲示をして利用者の遊具利用への影響がないように十分な安全対策を講ずる。
- (2) 点検の結果、使用禁止が妥当と判断される遊具については、ロープやネット等で使用できないように処理するとともに使用禁止表示を行い利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて発注者に速やかに任意の書面で報告すること。

9 受注者の負担の範囲

点検業務に必要な工具、測定機器等は受注者側の負担とする。

10 点検業務の報告

- (1) 受注者は、作業の結果を記載した点検業務報告書を作成すること。
- (2) 報告書の様式は、「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S：2024」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」に基づき作成すること。

11 成果品の納品

受注者は、成果品完成後に滝川市の審査を受けた中で訂正を指示された個所は、ただちに訂正しなければならない。なお、その費用については受注者の負担とする。

12 提出成果品

提出成果品は、以下の内容を報告書にとりまとめるものとする。

報告書 …………… A 4 版 1 部

上記、成果品の電子データ (DVD-R) 1 部